



# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

## 【Q&A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！

### 《たかが秘密保持契約、されど秘密保持契約》

**(秘書)** 取引先とのビジネスを始めるにあたって、秘密保持契約 ((Mutual) Non-Disclosure Agreement) の締結を検討される方がいますね。

**(金重)** 秘密保持契約書は、色々な種類のビジネスの初期段階で、何となく締結しておいた方が安心という程度の認識の方も多のですが、大事な契約書です。

取引先に秘密情報を漏らされて、損害賠償請求をしようとしても損害や因果関係の立証は容易ではありませんし、お金で解決できないものもあります。

反対に、秘密保持契約書上の義務に違反してしまい、多額の損害賠償請求をされている裁判例も沢山あります。

**(秘書)** 雛形を使って自分で秘密保持契約書を作るとき、最初に何を検討すれば良いですか？

**(金重)** まず、いずれが多く秘密情報を開示するかという観点から形式を考え、当方が秘密情報を多く開示する場合は片務(相手だけが義務等を負う)契約にした方が良いです(※海外企業相手の場合は要検討)。

当方が秘密情報を多く開示して取引先に何かやってもらうという場合、学術・技術指導契約やコンサルティング契約の方が実態に合っていれば最初からそちらを締結ということでも良いでしょう。

開発等の検討方法や商流によって3社以上が関わる場合、契約当事者とするのかいずれかを第三者扱いとするかは、実態に応じて検討すべきですね。

**(秘書)** 内容については、最低限どの条項に気をつけるべきですか。

**(金重)** 最低限ですが、①目的は、漠然過ぎ

ても具体的過ぎても良くありません。具体的過ぎると、使用目的を制限できる条項等のカバー範囲が狭くなりますし、色々カバーしたいからといって漠然・広範な内容にすると、秘密保持契約義務等が過大になり、同義務違反によって解除や損害賠償請求をされるリスクも高くなるからです。

②秘密保持義務は、現場がその内容の秘密保持義務を遵守できるかどうか確認してから記載した方が良いです。

③知的財産条項は、何らの知財情報を出さず知財情報が含まれたサンプル等も使わない場合は雛形の文言で足りるかもしれませんが、非常に大事なので弁護士や弁理士や社内の知的財産担当部門に相談しましょう。加除修正すべき文言、追加すべき条項があります。

④有効期間は、検討に要する適切な期間にしてください。

取引先との関係や取り交わしの手間があるからか、長期間や自動更新を希望される場合がありますが、双務 NDA なら当方も秘密保持義務等を負うことや、片務 NDA なら取引先(特に海外企業)に過大な負担となっていないかは検討の必要があります。

**(秘書)** 秘密保持契約締結の次はどうするのですか？

**(金重)** 開始するビジネスに応じた契約締結の必要があります。秘密保持契約と比べて検討を要する事項がかなり増えるので、必要に応じて弁護士にご相談ください。

弁護士 かねしげ ひろこ 金重 浩子

☞このコラムは2021年4月の  
メルマガで配信されました。





## 「36協定の様式変更と従業員代表者の適正な選出」

社会保険労務士/松本雄介



2021年4月より36協定の様式が変更となり、労働者代表者について、「過半数代表者であること」

「管理監督者でないこと」「36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、選挙等の民主的な方法により選出された者であること」「使用者の意向に基づいて選出された者でないこと」の確認のチェックボックスが新設されました。

労働者代表者は、「管理監督者」「パートタイマー」「アルバイト」「有期契約労働者」「出向者」「外国人技能実習生」「派遣社員」等の全ての労働者の過半数から選出されたものでなければならず、「投票」「挙手」「労働者の話し合い」「持ち回り会議」等の従業員の過半数が当該者の選任を支持していることが明確な民

主的な手続きにより選出する必要があります。

また、適正に選出した証拠として、代表選出時の総票数や信任投票した人数などの記録は書面にて残しておくようにしましょう。

働き方改革法の改正により、「使用者の意向に基づいて選出された者でないこと」という一文も追加されているように、選出の際に使用者の意思が介入することは許されません。

従業員代表者が適正に選出されていない場合、適正に選出されていない従業員代表者と締結した36協定(他の労使協定も含む)は無効となり、無効な36協定のもと時間外労働や休日労働をさせると労働基準法違反となってしまいます。従業員代表者の選任にはくれぐれもご注意ください。

フクシマ社会保険労務士法人  
2015年より弊所と業務提携

☞このコラムは2021年3月のメルマガで配信されました。

## 第31回企業法務セミナー報告

### 『重要最高裁判決から考える「同一労働・同一賃金」への対応』

2021年3月11日に、第31回企業法務セミナー『重要最高裁判決から考える「同一労働・同一賃金」への対応』を開催しました。講師は、副代表弁護士/田中伸です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場参加とオンライン参加のハイブリッド式での開催となりました。

今回のセミナーでは、2020年10月に相次いで出された「同一労働・同一賃金」に関する最高裁判決に加え、2018年に出された最高裁判決も含めて解説するとともに、今後の実務対応のポイントを説明しました。

参加者様から「同一労働・同一賃金の名前だけは知っていたが、今後の対応などが聞けてとてもよかった」と、高い評価を受けました。

次回は7月8日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF 第46回 弁護士 加藤 泰

「ソーイングビー」という番組をご覧になったことはあるでしょうか？英BBCが放送して人気を集めた裁縫コンテスト番組でNHKが放映権を取得し、現在第2シーズンを放送しております。

型紙から指示通りに作成する技術のみたり、代わり映えのしないワンピースを題材にリメイクさせて発想力をみたり、と様々な生地や洋服の課題を与えて、何週もかけてチャンピオンを決めていきます。審査は厳しいけれど、審査員とMCはとてもフレンドリー。参加者同士が途中助け合ったり、一緒にお茶したり、ととても仲良くなっていくところに普通のコンテストにない魅力があります。

この番組にハマったのはそのような番組ならではの面白さがあるのですが、もともと僕が裁縫が好きということもあります。とはいってもミシンを買ったのは弁護士になってからですし、手芸屋さんで材料を購入して作り始めるのはエネルギーがいるので、たまにし

かやっておらず、なかなか上手になりません。そんな状態だったのですが、この番組で刺激を受けて再びソーイング熱が過熱しており、最近は週末に夜なべしてトートバッグなど簡単なものを作ったりしています。

今まで作ったなかで一番の難物は、3年前に何となく手に取った本に型紙がついていたYシャツです。複雑な工程に何度も挫折しかけたのですが数か月かけて何とか形にすることができました。

また、このような難物にチャレンジしたいと思いつつ、まとまった時間がなくて、手を出せない今日この頃です。

☞このコラムは2021年1月のメルマガで配信されました。



「難しく挫折しかけたYシャツ」

事務局コラム 第46回 「第4次ブームに不時着！」 H.M



コロナの中、長い自粛生活を楽しませてくれているのが「韓国ドラマ」です。

2011年頃からK-popや韓国ドラマにはま

ったのですが、ちょうど第2次韓流ブームが下火になっていた頃に周りに観ている人はほぼおらず・・・。それがこの再ブームにより友人や同僚たちもどハマリし、共有できるようになりました！

そんな韓国ドラマの魅力は、恋愛ドラマにおいては何と言っても「非現実的な設定」です。最近はその中に「共感できるリアリティ」があるから面白い。こんなあり得ないという拒否反応を抱く事なんてありません。ストーリーや登場人物の生き方に感情移入してし

まう脚本力と俳優陣の演技力は素晴らしく、気づいたらハマってしまうのです。

また、OSTと呼ばれる挿入歌などの音楽も重要な要素で、新人や大物歌手、アイドルなど様々なアーティストが参加します。1話放送されるごとに1曲発表されるほど1つのドラマで多くの曲が制作され、ドラマを何倍も彩ってくれます。

ここ数年は社会派ドラマや職業モノなど多様なジャンルのドラマが制作されており、生き方に共感したり、社会のあり方や政治について考えさせられたりするものもたくさん作られていますので、まだ韓国ドラマに触れたことのない人にもぜひ観てもらいたいです。

次から次へと作品をおススメしてくれるNetflixのおかげで、お家時間を持て余すことはまだまだなさそうです。

☞このコラムは、2021年2月のメルマガで配信されました。





## 事務局通信

### ◆第32回企業法務セミナーのご案内



2021年7月8日(木)

18:30~20:00

「ハラスメント対策に本気で取り組む！会社は、従業員のために、何ができるのか？」

講師：弁護士/伊藤 敦史

〈開催方法〉オンライン(Zoom)

〈受講料〉顧問会社様無料、一般の方 4,000 円

〈受講特典〉顧問契約をして頂きますと、当初2か月間顧問料を無料とさせていただきます。

(※但し、作業時間は月3時間以内。)

### ◆テレビ番組出演のお知らせ

TSS テレビ新広島「情熱企業～新たなる価値の創造～」(2021.3.14 放送)に出演しました。

弊所の目指すもの、そして社会貢献活動など、多岐にわたり放映されました。



▼QRコードを読み取ると映像をご覧頂けます。



### ◆初回無料相談実施中！電話・オンライン(Zoom)での相談もできます！

個人、企業すべての方を対象に、すべての分野で、初回無料相談を実施中です。面談の他、電話・オンラインによる法律相談もできます。お困りごとがございましたら、まずはお気軽にお問い合わせください。(※但し、セカンドオピニオンは有料です。)

### ◆東広島支部で第1、第3土曜日に法律相談

東広島支部は平日と第3土曜日の他、第1土曜日も法律相談を始めました。平日の法律相談が難しい方は土曜相談をご利用ください。

### ◆東京相続サイトをオープンしました

東京近郊のお客様向けに、相続・遺言の専門サイトをオープンしました。今後もコンテンツの充実に努めて参ります。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

《広島本部》 〒730-0012  
広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652  
電話受付:平日9時~18時、土曜10時~17時

《福山支部》 〒720-0067  
福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F  
TEL084-993-9041 営業時間:平日9時~18時

《呉支部》 〒737-0051  
呉市中央 2-5-2 NSビル 703  
TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。

メルマガの登録は[山下江 メールマガジン](#)で検索  
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

《東広島支部》 〒739-0043  
東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1  
TEL082-423-1511 営業時間:平日9時~18時

《岩国支部》 〒740-0022  
山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402  
TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時~18時

《東京虎ノ門オフィス》 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 1-5-8 虎ノ門1ビル 803  
TEL03-6632-5355 営業時間:平日9時~18時